

社会福祉法人陽光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽光会定款（以下「定款」という。）に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）、評議員、運営協議会委員、評議員選任解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員のうち社会福祉法人陽光会（以下「当法人」という。）の職員を兼ねる者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に規定する者をいう。
- (4) 運営協議会委員とは、定款第23条に規定する者をいう。
- (5) 評議員選任解任委員会委員とは、定款第6条に規定する者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬等の支給)

第3条 当法人の常勤役員は無報酬とし、社会福祉法人陽光会職員の給与に関する規則に定める給料、諸手当を支給する。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤役員に準じて報酬等を支給することができるものとする。

2 非常勤役員に対し職務執行の対価として別表1に定める報酬等を支給する。ただし、非常勤役員が、同一日に、会議出席等複数の職務を執行する場合の報酬等は、重複して支給しないものとする。

(評議員報酬等の支給)

第4条 当法人は、評議員に対し定款第8条で定める金額の範囲内で、職務執行の対価として別表2に定める報酬等を支給する。ただし、評議員が、同一日に、会議出席等複数の職務を執行する場合の報酬等は、重複して支給しないものとする。

(運営協議会委員報酬等の支給)

第5条 当法人は、運営協議会委員に対し、職務執行の対価として別表3に定める報酬等を支給する。ただし、運営協議会委員が、同一日に、会議出席等複数の職務を執行する場合の報酬等は、重複して支給しないものとする。

(評議員選任解任委員会委員報酬等の支給)

第6条 当法人は、評議員選任解任委員会委員に対し、職務執行の対価として別表4に定める報酬等を支給する。ただし、評議員選任解任委員会委員が、同一日に、会議出席等複数の職務を執行する場合の報酬等は、重複して支給しないものとする。

2 評議員選任解任委員会委員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される評議員選任解任委員会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、報酬等を支給する。

(報酬等の額の算定)

第7条 この法人の全理事の報酬総額は、年間400万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間40万円以内とする。

3 この法人の全運営協議会委員の報酬総額は、年間25万円以内とする。

4 この法人の全評議員選任解任委員会委員の報酬総額は、年間15万円以内とする。

(費用弁償の支給)

第8条 当法人は、役員、評議員、運営協議会委員及び評議員選任解任委員会委員が、その職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等が、法人用務により旅行する場合は、交通費のほか、別表5に定める日当及び宿泊料を支給する。ただし、研修等を受けるための旅行において、主催者から指定された旅館等に宿泊する場合は、同表により難しい場合は、実費を支給することができる。

3 役員等が、第3条2項及び第4条から第6条に定める職務に従事するときは、交通費等を含む旅費は支給しない。

(報酬・費用支給の方法)

第9条 理事長、常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、毎月21日に支払うものとする。

なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員、評議員、運営協議会委員及び評議員選任解任委員会委員の報酬等及び費用は、必要の都度支払うものとする。

3 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(社会保険等の加入)

第10条 常勤役員は、職員として社会保険及び退職共済等に加入できるものとする。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成29年6月9日から施行する。

2. 社会福祉法人陽光会役員等の費用弁償に関する規則は、廃止する。

3. 変更後の規程は、福島市長による定款変更の認可のあった日(平成31年3月29日)から施行する。

別表1（第3条2項関係）

○非常勤役員の報酬等

役職名	単位	報酬等の金額	職務の内容
理事長	日額	15,000円	法人管理運営、理事会等運営(理事会等業務時間含む)
理事	日額	10,000円	理事会等会議への出席及び法人及び施設業務のための出勤(旅行を除く)
監事	日額	30,000円	監事監査等への出席
	日額	10,000円	理事会等会議への出席及び法人及び施設業務、外部監査立会等のための出勤(旅行を除く)

別表2（第4条関係）

○評議員の報酬等

役職名	単位	報酬等の金額	職務の内容
評議員	日額	10,000円	評議員会等会議への出席及び法人及び施設業務のための出勤(旅行を除く)

別表3（第5条関係）

○運営協議会委員の報酬等

役職名	単位	報酬等の金額	職務の内容
運営協議会委員	日額	8,500円	運営協議会等会議への出席及び法人及び施設業務のための出勤(旅行を除く)

別表4（第6条関係）

○評議員選任解任委員会委員の報酬等

役職名	単位	報酬等の金額	職務の内容
評議員選任解任委員会委員	日額	8,500円	評議員選任解任委員会等会議への出席及び法人及び施設業務のための出勤(旅行を除く)

別表5（第8条3項関係）

○日当及び宿泊料

日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	備考
3,000円	14,800円	東京都の特別区の地域における車賃は、滞在1日につき2,100円とする。